

令和3年2月26日

組合員 各位

裁判所共済組合本部経理係

裁判所共済組合一般福利厚生事業（福利厚生パッケージサービス）

の委託業者について

標記の委託業者について、先般、裁判所共済組合本部において令和3年度から2か年における同事業の調達を行い、株式会社ベネフィット・ワンが選定されました。

については、令和3年4月1日以降も、現在、御利用いただいている株式会社ベネフィット・ワンが提供する福利厚生サービス（ベネフィット・ステーション）を引き続き御利用いただける予定です。